

令和4年度第3回 契約監視委員会議事概要

委員会の議事概要について、以下のとおりお知らせします。

開催日・場所	令和4年12月2日(金) 当機構本部
委員 (敬称略)	委員長 石尾 肇 (監事) 委員 牧 健太郎 (監事) 委員 加藤 一郎 (村田・加藤・小森法律事務所 弁護士) 委員 増田 正志 (増田公認会計士事務所 所長)
審議事項等	1. 報告事項 (1) 令和4年度第2回の議事概要について (2) 前回の契約監視委員会における委員からのご意見について (3) 随意契約の事前点検結果について 2. 審議事項 (1) 契約案件の事後点検結果について (随意契約) (2) 契約案件の事後点検結果について (一者応札・一者応募又は100%落札)
議事概要	1. 報告事項(1)から(3)までについて、事務局から報告した。 2. 審議事項(1)から(2)までについて、事務局から説明した。 3. ・ 競争性のない随意契約73件(うち指摘あり、0件) ・ 入札結果が一者応札・一者応募又は100%落札となったもの77件(うち指摘あり、7件) について説明し、了承された。 委員からの意見については別紙のとおり

【問い合わせ先】

独立行政法人地域医療機能推進機構
契約監視委員会事務局(監査課)
電話03-3445-2387

委員からの意見について

意見 1 公募型企画競争の採用にあたっては、一般競争入札により価格競争を働かせることが原則であることを念頭に、契約する業種、業務内容から、公募型企画競争に寄らざるを得ないのか十分検討すること。

また、公募型企画競争入札を採用する場合は、取引実績のある者以外を排除するような募集要項、提案書の作成や、企画や技術提案の判定が一者へ有利に働くような基準となっていないかなどに注意し、透明性、公平性を担保すること。

意見 2 SPDの契約について診療材料等の調達と在庫管理を合わせて行うことを委託する場合、契約の性質が異なることから、原則として役務の提供と診療材料等の売買についてはそれぞれに公告して価格の競争を図ること。

また、双方を一体とし、診療材料等を一括調達する場合でも、それぞれを競争に付す場合と比べ経済的であることを十分検証し、合理的理由を求めること。

意見 3 一般競争入札の結果、予定価格に達しない、または辞退により、不落随契となる場合、契約金額が高額なものについては安易に随意契約とせず、十分な調査により適正な予定価格を設定するほか、複数者が入札しやすい仕様であるか、1つの業者しか参加出来ない仕様となっていないか、見直しを図ったうえで再公告することも検討すること。

以上